○外務省告示第三十一号

平成二十四年一月二十五日にチュニスで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がチュニジア共和国政府との間に行われた。

平成二十四年二月十三日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、チュニジア共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とチュニジア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二百十一億七千八百万円（二一、一七八、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）1欄に掲げる事業計画を実施することを目的として、各事業計画につき付表3欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、付表2欄に掲げるチュニジア高速道路会社及び水資源開発公社（以下「借入人」という。）に供与されることになる。

2　(1)　借款は、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく付表4欄、付表5欄及び付表6欄にそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する借款契約の各々は、ＪＩＣＡが当該借款契約に係る付表1欄に掲げる事業計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　付表6欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借入人に供与される借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払も、チュニジア共和国政府によって保証される。

4　(1)　借款は、借入人が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、付表1欄に掲げる事業計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、付表1欄に掲げる事業計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

5　チュニジア共和国政府は、4(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　チュニジア共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　4(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してチュニジア共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためチュニジア共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8　チュニジア共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してチュニジア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してチュニジア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、付表1欄に掲げる事業計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してチュニジア共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　付表1欄に掲げる事業計画の実施に従事する日本国民である被用者について、付表1欄に掲げる事業計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してチュニジア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

9　チュニジア共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら付表1欄に掲げる事業計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、付表1欄に掲げる事業計画の実施に従事する者及びチュニジア共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

10　チュニジア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　付表1欄に掲げる事業計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　付表1欄に掲げる事業計画に関連するその他の情報

11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

12　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をチュニジア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年一月二十五日にチュニスで

チュニジア共和国駐在
日本国特命全権大使　多賀敏行

チュニジア共和国
アメリカ・アジア担当
外務大臣付国務長官　ヘディ・ベン・アベス閣下

付表

1	2	3	4		5	6
事業計画名	借入人名	供与限度額	利子率（パーセント）		償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1　ガベス－メドニン間マグレブ横断道路整備計画	チュニジア高速道路会社	百五十億八千四百万円	○・九五	○・○一	六年の据置期間の後十四年	八年
2　地方都市給水網整備計画	水資源開発公社	六十億九千四百万円	○・九五		六年の据置期間の後十四年	八年
				コンサルタントに対する支払部分		
総　額		二百十一億七千八百万円				